

氏名	下尾 直子
学位の種類	博士（社会福祉学）
学位記の番号	甲第 189 号
学位授与年月日	2016（平成 28）年 3 月 21 日
学位授与の条件	学位規則第 4 条第 1 項該当
学位論文題目	知的障害児の母親の障害観にみる障害モデルの共存 ～ICF による質的分析～
論文審査委員	主査 木村真理子（社会福祉学専攻 教授） 副査 小山聡子（社会福祉学専攻 教授） 副査 久田則夫（社会福祉学専攻 教授） 副査 佐藤久夫（日本社会事業大学大学院社会福祉学研究科特任教授） 副査 岡部耕典（早稲田大学文化構想学部教授）

論文の内容の要旨

【研究の背景と目的】

わが国においては、1970 年代から、障害者とその家族との関係に「脱家族」が主張されてきた。それは決して単純な親批判ではないものであることは確かだが、それでも横塚（1975）の「泣きながらも親不孝をわびてでも、親の偏愛を蹴飛ばさなければならないのが我々の宿命である」という言葉は、蹴飛ばされる対象となる親にとって厳しく響いた。しかし、脱家族はその後 10 数年たって、少しずつその過激さを薄めていく。土屋（2002）によると、1991 年には、障害者の所得保障制度確立を要求する中央決起集会基調報告で、当事者の会が「親への依存を断ち切ることは真の絆を強めるのだ」という報告をしている。運動が親を悪者にしたてあげるような従来の表現方法を戦略的に切り替えたのだというのだが、親当事者である筆者はそのどちらにも、違和感を感じざるを得なかった。

一方で、石川（1995）は、「これまでの障害者運動は親を過少評価しすぎてきたのではあるまいか（:56）」と問いかけている。また、ランズマン（Landsman2005： 138）は、障害のある子を育てた母親の障害観を「差別する社会との仲介者として変化した障害観」としてとらえ、この障害観が「新たな障害概念を形成する別な可能性につながるかもしれない」と述べている。

障害のある子をもった親だけが到達する固有の視角に「新たな障害概念を形成する可能性」があるとしたら、そこから、親子双方に痛みが生じてしまう「脱家族」ではない、ごくノーマルな自立のあり方が発見できるのではないか。本論は、当事者の親である筆者がこうした期待に端を発して行う当事者研究である。

【先行研究のレビュー】

先行研究のレビューは、3 つの柱を立てて行った。ひとつは「知的障害児と家族」である。まず、脱家族と当事者運動の関連から、「ケアの社会的分有」や「ケアする権利」についての議論を整理し、次にストレス理論や障害受容論からの知見と知的障害者の自立生活研究からの知見をまとめ、母親の障害観が知的障害当事者にとってだけでなく、社会との仲介者として社会

の障害観を変容させるものにもなりうるものであり、それを明らかにすることには社会的意義があることを示した。ふたつめは、本論が分析道具として使った ICF についての先行研究レビューである。ICF と社会モデルの論争についてまとめ、障害のモデルを整理し、ICF の構造やこれまでに蓄積された ICF の使用法についてレビューし、発展途上である ICF を使う意義について論じた。最後に、障害児の母親グループのダイナミクスについてのレビューである。障害児の母親グループの存在意義はすでに認知されているところだが、ただ語り合うことの意義について整理し、本論の研究手法であるグループディスカッションに繋がる重要な知見を得た。

【研究の目的】

本論は、以下の2つの目的を掲げる。

- 1) 障害児を育てたことで、従来もっていたステレオタイプの障害観を徐々に変遷させ到達した障害観が「障害児の親だからこそ到達する独自の障害観」であることを前提に、障害者と社会を結ぶ仲介者としての母親の障害観を描き出すこと
- 2) 母親当事者の声を ICF のコードにリンクさせることで、試行的に「社会モデルでも個人モデルでもないモデル」を ICF で表現することである。

【研究の方法】

本論では、すでに本論のテーマである障害に関連する事柄が分類されており、用語に一定の信頼性のある定義が付されている ICF (国際生活機能分類 WHO 2001) を使ってコーディング作業を行い、ICF のもつ数的な性質も活かしつつ分析する手法 (The Small q) を採用した。ただし、この方法は、既存の枠組みをもって分類整理できる点では一見効率的で、The Big Q よりも容易に実施できるように見えるが、データ以外から作った既存のカテゴリーを使って分類する方法は、言説の内容が見えにくくなり、本当の深みに届くことができないおそれがある (Flick 1995 (=2002 : 241)) ことも指摘されている。こうした指摘を受け、本論は以下のような研究方法を設計した。1) リアルグループによるグループディスカッション 2) ディスカッションデータの逐語録化 3) 逐語録の TU 化 4) 独自のリンキングルールによる ICF コードへのリンキング 5) ICF 関連図による可視化 6) 4) 5) の結果から浮上した発見を元に、TU 内のコードのつながりや原文を確認・参照した分析 による母親の障害観の生成 である。

【研究の対象】

予備調査の結果から、本論では、ディスカッション参加者の条件を①「知的障害」のある子どもを10年以上育てた母親である ②調査者を含めて日常的に付き合いがあるグループである ③グループ内では、年齢(学生か卒後か)と性別を一致させるという3点の条件でメンバーを選定し、同質性の保持を行い、4~5名ずつの4グループ(A:学生男子、B:学生女子、C:卒後男子、D:卒後女子)を組織した。

【結果】

各グループの逐語録は、141~176のICFコードにリンクされた。それぞれのグループのディスカッションの流れをICF関連図にして整理して示し、その後主要なコードについて分析したところ、以下のような結果が得られた。

- 1) ディスカッションデータには既存のICFコードにはなかったnd.コードや末尾8や9のコードなど新規コードが多くリンクされた。それらのコードは、母親の障害観を形成する個性性の強いコードであり、本論のテーマにとって重要な示唆を与える主要なコードである。p7108
その他の基本的対人関係(うそをつく)(ごまかす)とnd. やんちゃするという「社会的には出

来ることが推奨されないにもかかわらず、母親たちはそれができないことを障害として認識するコード」、唯一インペアメントからのプラス機能として語られた p6608 その他の他者援助(かすがい)(癒し)、社会的セクシャリティコードの nd. 妊娠、nd. 出産、恥の二つのコード nd. スティグマとしての恥ずかしさ、b1268. その他特定の気質と人格(恥ずかしさ)、本人の生きる能力として重要性が主張された p7208. その他の特定の対人関係(悪意のある人との関係)が、特に個別性の強いコードとして挙げられた。

2) ICF コードのリンキングによって母親たちの「適切」の再定義が顕在化した。母親たちは、障害のある我が子との日常の中で、それまで常識として捉えていた適切な範囲を再定義していることが明らかになった。

3) 関連図では、「強い医学モデルを含む個人モデル」「社会モデル」「個人モデルと社会モデルの共存」が可視化された。「個人モデル」の図からは「スティグマのインペアメント(星加 2007)」が発見された。「社会モデル」の図からは、社会モデルの視点は他者との語り合いによって、「言葉」を介して自覚されることがわかった。また、共存の関連図には、個人モデルに社会モデルの気づきが見られるもの、協調という形の共存、交差という形の共存があり、本論の定義での統合の形はみられなかった。交差は特に母親の障害観の特徴を強く反映したものであることが示唆された。

【考察】

本論のディスカッションのなかで母親たちは「適切とは何か」を再定義する作業を繰り返した。それは母親たちが、障害のある我が子と向き合う日常の中で繰り返してきた作業でもあり、「障害のある子の母親」になる前にはしなかった作業である。障害のある子の母親という当事者性が障害を照射する「適切」に対峙させているのである。「適切な再定義」は、母親自身の社会化の第1ステップである。そして第2ステップは、自分がみているように社会にも子どもを見てほしいという「適切な社会化」である。最後に特に知的障害のある子の母親は、我が子と他者のあいだを調停し受容を交渉するための第3のステップをふむ。このとき母親は、再定義する以前の「適切」の立場、「見る側の立場」に立つのである。これらの段階を踏んだ母親の日常が、すなわち「知的障害者の母親の障害観」である。

その作業自体が社会モデルの実践そのものといえるのだが、母親の障害観には強い医学モデルを含む個人モデルが確かに存在することも、重要な示唆である。母親は「適切」を再定義するが、「障害」を再定義しない。母親にとって障害はノーマルに対するアブノーマルではなく、レギュラーつまり適切に対する差異でしかないからである。むしろ明確な診断は、母親のアイデンティティを明確にする切り札でもある。母親は差異のインペアメントからスタートする個人モデルによってスティグマのインペアメントを発見し、また差異のインペアメントによるプラスの生活機能を発見する。さらに、この個人モデルと、語り合うことによって顕在化する社会モデルの共存によって、母親の障害観は差別する社会との仲介者として機能するのである。

このことは、「障害児の母親は、医学モデルに根づいたまま社会モデルを獲得する」としたランズマン (Landsman 2005) の指摘を支持する結果となった。それが、母親たちの語りによって示されたことの意義は大きい。そのひとつは、これが社会モデル及びそれを基盤にした自立生活運動が仮想敵とした母親の障害観である点である。適切な再定義によって新しくされる母親の障害観は、世間の障害観を塗り替え、次世代の親たちのスタート地点を新しくする。脱される対象として語られた母親たちの障害観が社会資源として活用されるという示唆には意義があ

る。

また、母親たちが個人モデルと社会モデルを普遍と個別で交差させていることは、母親たちに新しい自立生活像を語らせた。職業でもない、今いるどの支援者とも違う、新しい支援者 e399. その他詳細不明の支援と関係（誰か） が子どもたちの自立に求められていること、「離家しない自立」や p6608. その他の他者援助（かすがい） を活かした、老親介護する将来像などさまざまな自立像が語られたが、それはつまりオーダーメイドの自立生活が求められていることを示唆するものであり、母親の障害観からの重要な提言ともなる。

最後に、本論で分析道具として使用された ICF は、末尾 8 や 9 のコードを活用することによって個人モデルと社会モデルの共存を示すことができ、それによってあらゆる場面での連携の可能性を導出することが出来るツールであることが示唆された。専門職者間、親たちと専門職のあいだにあるモデルの相違はこれまで「相反するもの」としてされてきたが、モデルの協調や交差という視座によって連携のツールになりうることを発見したこともまた本論の意義の一つである。

論文審査結果の要旨

1. 総合所見

審査委員から以下の所見が示された。本論文は、知的障害児母親の生の声である語りから得たデータを ICF コードにリンクさせ、新たな障害モデルの構築を目指した労作である。

母親のインタビュー調査を ICF のコードによって読み解き、障害当事者運動や障害学の領域において「脱される対象」とされてきた障害児の母親を、子どもと社会のあいだで「適切な再定義」を行うことによって「社会化」(Kittay1999)する「仲介者」として描き直していく筆致は見事であり、説得力に富んでいる。さらに、その作業を通じ、「発見道具」(川島 2013)としての社会モデルに対する「分析道具」としての ICF の位置づけを確認し、両者社会モデルと個人モデルの「統合」ではなく「交差」そして「協調」の可能性を見出していく、という構成も巧みである。

本論文は、理論研究と調査研究が交わるところに、障害者権利条約時代の新たな障害児の母親像を析出し、そのプロセスを通じて障害の社会モデルと ICF の積年の対立にひとつの「協調」の枠組みを提示している。結論のみならず、その研究手法や論文の構成もおおいに注目されるところである。

2. 評価できる点

審査委員からは、評価できる点として以下があげられた。本論の最大の成果の一つは、筆者の立ち位置を「障害児の親当事者」として明確に位置づけ、そこから発する人生の問い、すなわち「母としてのノーマルな願い」と近年の障害者運動がうたう「子のノーマルな自立生活」は相反するののかという点に対して丁寧な応答をしている点である。

第一章の文献レビューでは、先行研究から得た知見と課題について、文献データを渉猟し、的確な整理を行っている。障害観を示す障害モデルの整理、ICF の動向、構成、活用に関して

も丹念に整理した論述がなされている。

第二章では研究の方法に関して、詳細な説明、論考がなされている。本論は、「分析道具」として ICF を位置づけており、その方法として、母親当事者の声を ICF の概念枠組みと分類コードを用いて整理している。その活用方法は非常に独創的である。第一に、一般に ICF が使用されるような障害児者についての客観的な事実の整理ではなく、母親の子に対する認識や希望を母親グループという集団の認識としてまとめあげた点である。その結果、モデルの共存の可視化というこれまでにない新たな試みに、成功している。また、ICF 分類コードの活用においては、ICF の 1800 あまりのコードに捕らわれず、データを尊重して「その他のコード」への分類や新設コードも設けており、ICF 活用の新しい方法を示す点でも意義のある研究となっている。

第三章で示されたデータ分析、整理、類型化、考察、さらには第四章で示された考察及び、結論では、母親のインタビュー調査を ICF のコードによって読み解き、障害当事者運動や障害学の領域において「脱される対象」とされてきた障害児の母親を、子どもと社会のあいだで「適切な再定義」を行うことによって「社会化」(Kittay1999)する「仲介者」として描き直しており、その筆致は見事で、説得力に富んでいる。

3. 課題とされた点

一方で、審査委員からは以下が課題として指摘された。文献レビューに関しては、和論文に関しては丹念かつ十分なレビューがなされている。他方、障害児、家族、障害観、障害モデル等については海外に膨大な知の蓄積が存在する。欧米で発表されている論文のレビューがより大規模な形で行われていれば、より優れた、深みのあるレビューとなったであろう。

研究方法の妥当性については、説明をよりわかりやすく示す必要があったのではないか。例えば、本研究では筆者自身がグループディスカッションで、自己の見解を述べるだけでなく、様々な意見に対して、賛成の意、反対の意を明確にしたという説明がある。そうしたやりとりの妥当性は論文のなかで説明されているが、それがディスカッションの行方にどれほどの影響を及ぼす可能性があるか、マイナス面についても、より慎重に議論を尽くすべきであったのではないだろうか。

本論は、「障害児の母親グループ」のディスカッションを分析したものだが、対象が「親」を代表する母親なのか、父親ではなく母親なのかという立ち位置が明確にされていない。一般の父親や母親の障害観との関連も含め、さらなる言及が求められるだろう。

グループディスカッションから得たデータの解釈分析を巡っては、恣意性が感じられる部分もあった。ICF リンキングの専門家かつ経験者から助言と指導を受けて分析したこと、発言者への追加調査を含め確認作業を行ったことなど、妥当性確保のための幾つかの言及はあるものの、十分と言えるかどうか、さらなる議論と検証が求められるだろう。

また、本論は、ICF の単なる活用ではなく、「親当事者による改良」ではないのか。であれば、ICF は（社会モデルの歴史がそうであるように）当事者によってブラッシュアップされることでこそ真の分析道具となりうると言い切るくらいの姿勢が必要ではないか。

本研究で得られた「新たな知」をどのような形で制度政策、支援のありように還元していくのか、「専門職は親の先を行くべき」という考えが示されているものの、「専門職」とは具体的にどの立場、どの職種を指すのか、「先を行く」とは具体的にどのような状態を意味するのか

だが、さらに明確にされることが望まれるとの指摘があった。第四章では、専門職の積み重ねてきた知見が、母親たちの行う「適切な再定義」を強く後押しすることも語られており、そこからは母親と専門職の協働も想起でき、ソーシャルワーク専門職の直面するジレンマにもある種の示唆を得られるようにも感じられただけに、その点についてのより深く詳細な検討が今後の課題として残されているとの指摘がなされた。

4. 結論

以上、審査委員によって示された上記の課題を含め、いくつかの検討課題の補強は期待されるが、審査委員は全員、論文の内容および質ともにすでに博士論文としての水準を超えているとの点で一致した。したがって、論文審査委員会は、全会一致で、本論文が、博士の学位を授与するにふさわしいとの結論に達した。